

第2章 生活保護の推移と現状

1. 大阪市及び西成区の生活保護の現状

1) 大阪市及び西成区の生活保護の推移

(a) 2010年10月現在、大阪市では、被保護世帯数113,818世帯、被保護人員147,210人、保護率5.5%（全国2010年6月1.5%）という、都市自治体のなかでの最高水準の生活保護率となった。表2-1-1のように、政令指定都市や中核市をあわせても、2009年度のいずれも全国トップとなっている。何がそうした事態を招いたのか、それに対して西成区、あいりん地域は、こうした事態にどのような影響を与えてきたのか、まず数値でもって確認したい。

(b) 図2-1-2は、都道府県別の生活保護の推移であるが、大阪府の生活保護率はもともと全国平均以下の全国20位台から、1970年代以降、少々増加し10位台で推移していたものが、1995年以降は一桁台となり、2008年度現在では日本一の生活保護率である。

(c) 1995年以降、生活保護受給者の急激な増加は、図2-1-3a,bのように、全国、大阪府、大阪市の保護率の上昇と機を一にしている。同時に図2-1-4のように、生活保護受給者の平均年齢の上昇傾向は著しく、特に西成区の平均年齢のアップは著しい。

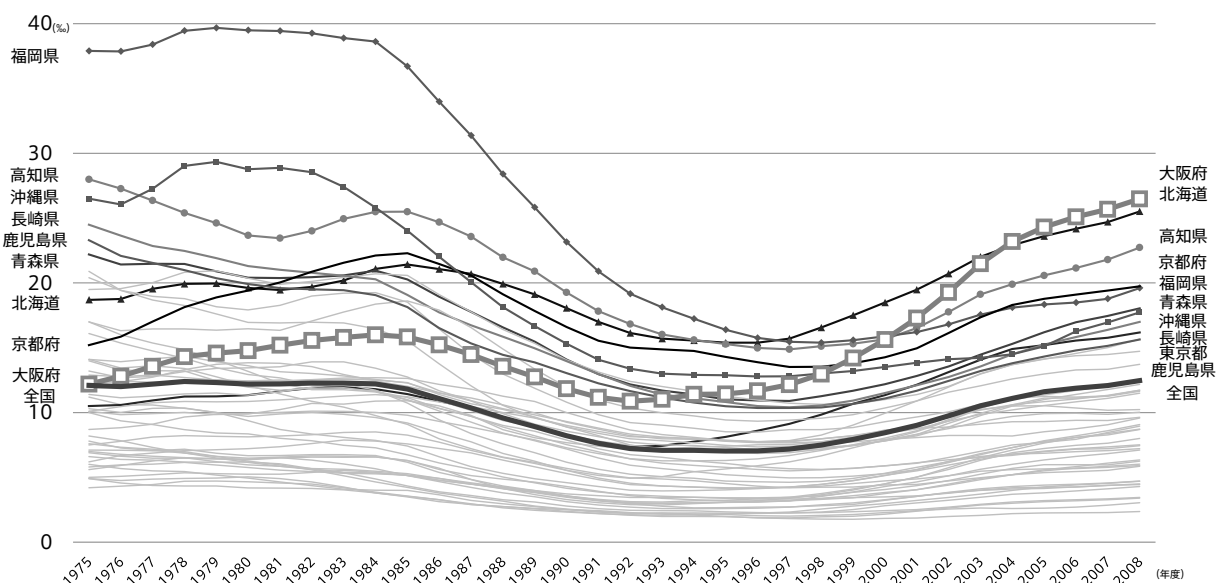


図2-1-2 都道府県別の生活保護率の推移 1975-2008年

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」より作成

表 2-1-1 都市別生活保護率順位 2009 年

	政令指定都市 +中核市	生活保護率 (%)		政令指定都市	生活保護率 (%)
1	大阪市	49.9	1	大阪市	49.9
2	函館市	41.8	2	札幌市	31.3
3	東大阪市	35.5	3	京都市	28.6
4	旭川市	34.9	4	神戸市	27.9
5	尼崎市	32.0	5	堺市	26.2
6	高知市	31.9	6	福岡市	22.7
7	札幌市	31.3	7	川崎市	19.2
8	京都市	28.6	8	広島市	18.9
9	神戸市	27.9	9	北九州市	18.7
10	堺市	26.2	10	名古屋市	16.0
11	青森市	25.2	11	横浜市	15.6
12	長崎市	25.2	12	千葉市	15.1
13	福岡市	22.7	13	岡山市	14.9
14	鹿児島市	21.7	14	仙台市	13.4
15	和歌山市	19.8	15	新潟市	11.3
16	松山市	19.6	16	さいたま市	11.2
17	川崎市	19.2	17	静岡市	8.7
18	広島市	18.9	18	浜松市	6.6
19	北九州市	18.7			
20	奈良市	18.4			

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」より作成

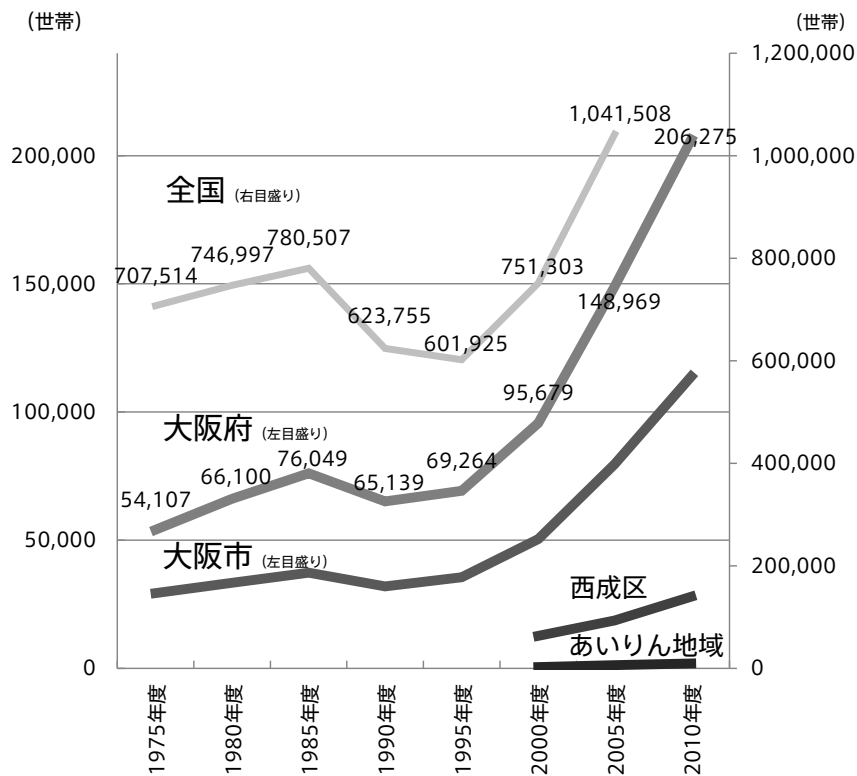


図 2-1-3a 生活保護受給世帯の推移

※ 2010 年度は 10 月までのデータの月平均の値
資料：大阪市健康福祉局提供資料より作成

(d) 近年の特徴として、図 2-1-5a,b,c より、生活保護の世帯類型に大きな変化が大阪市で現れ、それが西成区にも現れている。あいりん地域においても急激に生活保護世帯が増加した。2002 年度の月平均は 2,500 世帯であったのが、2010 年度（10 月まで）のそれは約 9,500 世帯となっている。特に、世帯類型で高齢世帯、傷病世帯、母子世帯、障害者世帯以外の「その他」世帯が 2009 年度は急激に増えている。

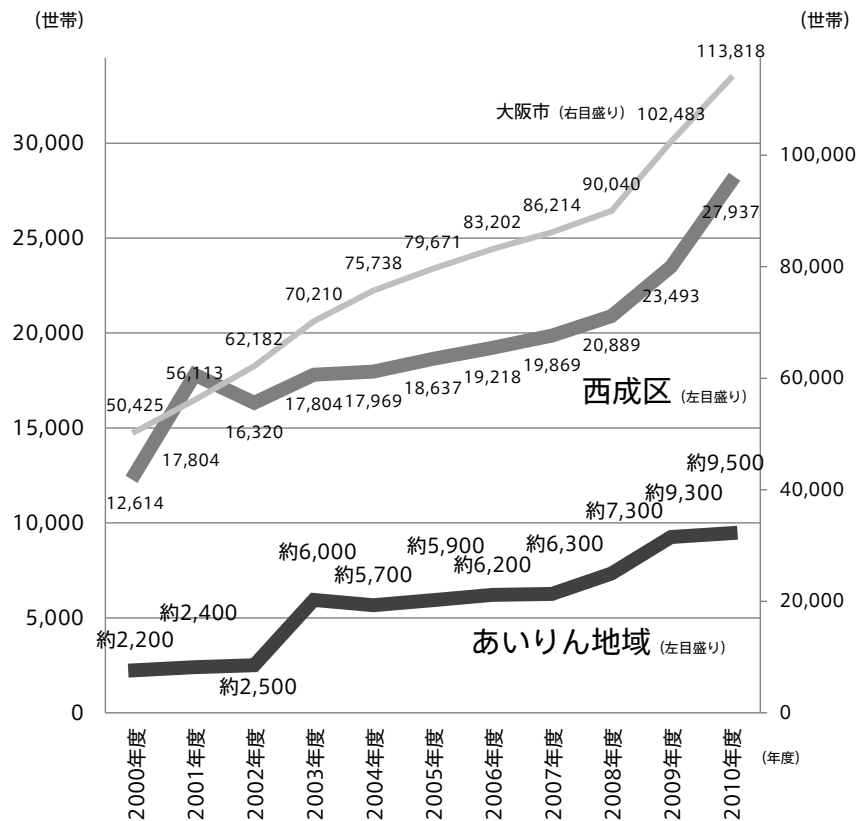


図 2-1-3b 生活保護受給世帯の推移

※ 2010 年度は 10 月までのデータの月平均の値
資料：大阪市健康福祉局および西成区提供資料より作成

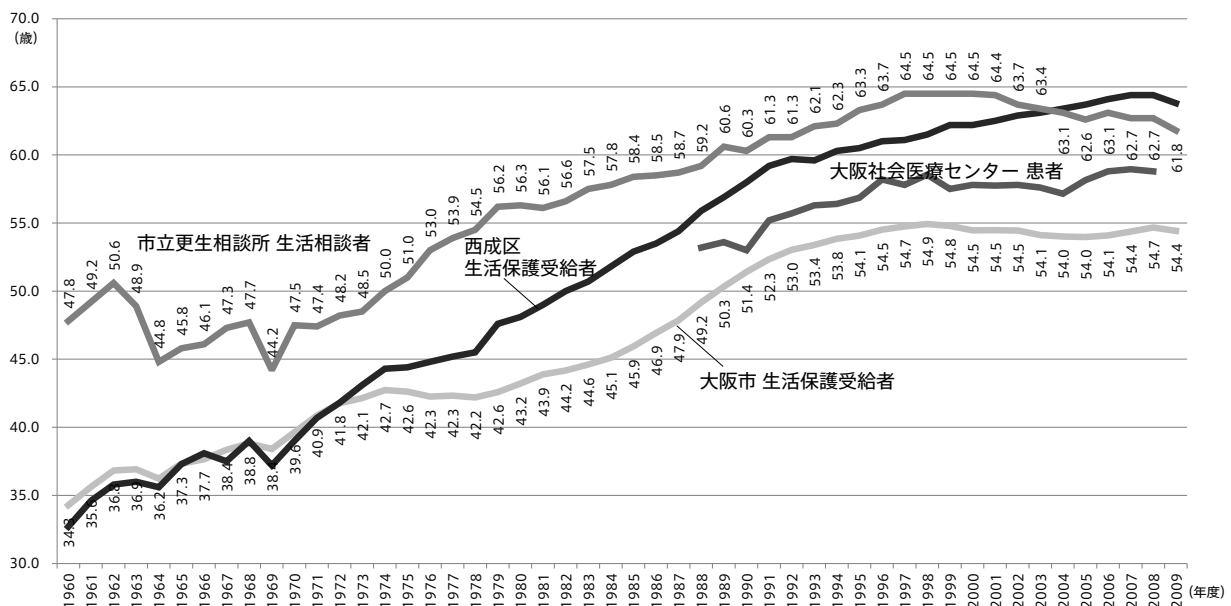


図 2-1-4 あいりん地域 各種平均年齢の推移

資料：大阪市健康福祉局および西成区提供資料より作成

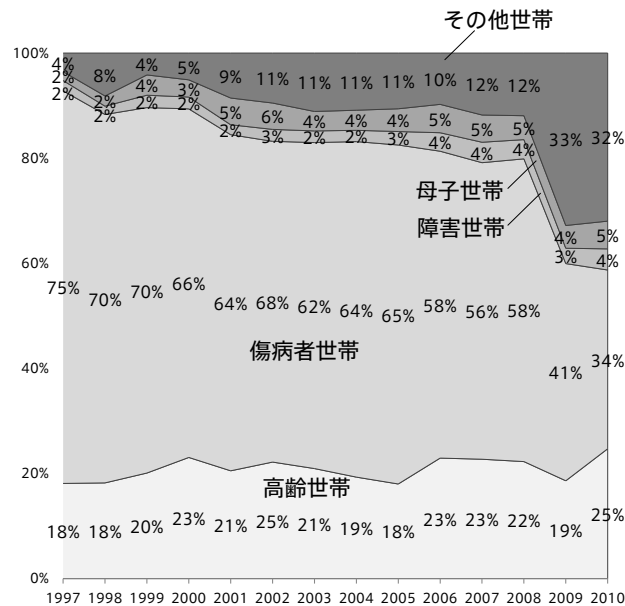


図 2-1-5a 生活保護の世帯類型の推移 大阪市

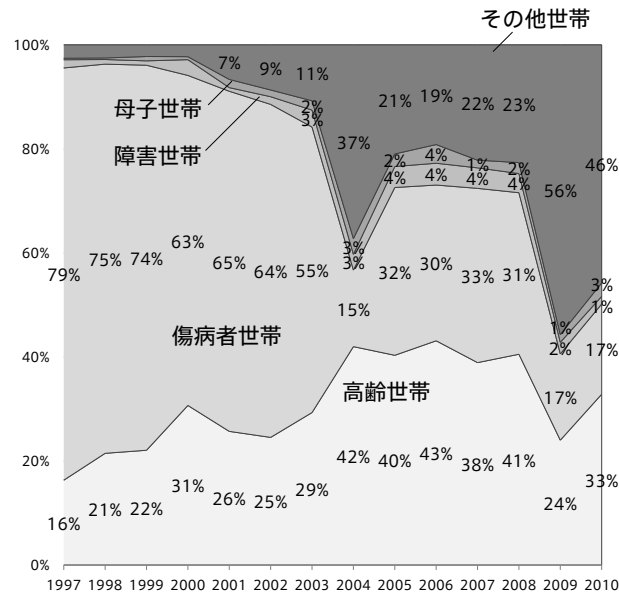


図 2-1-5b 生活保護の世帯類型の推移 西成区

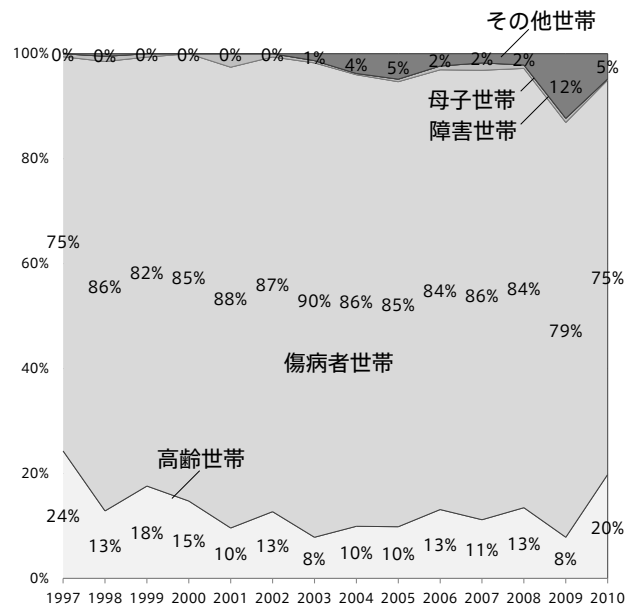


図 2-1-5c 生活保護の世帯類型の推移 大阪市立更生相談所

資料：大阪市健康福祉局提供資料より作成

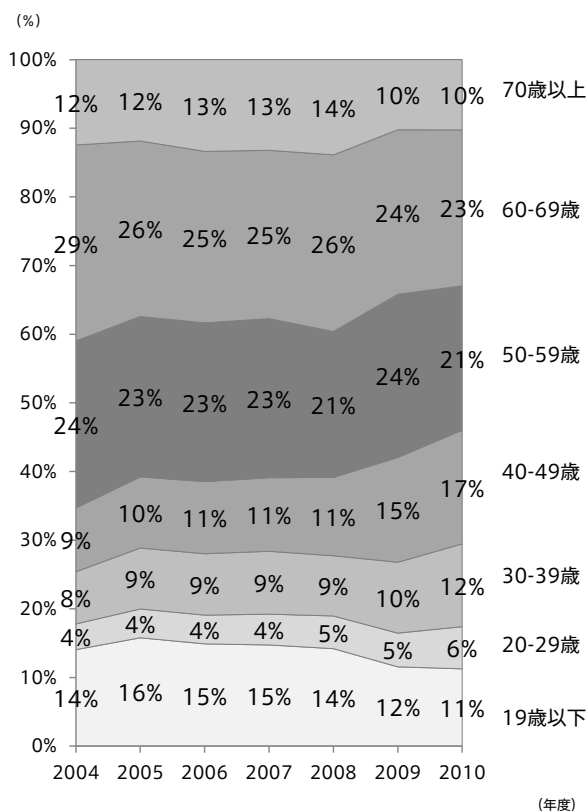


図 2-1-6a 大阪市 生活保護開始時年齢別推移

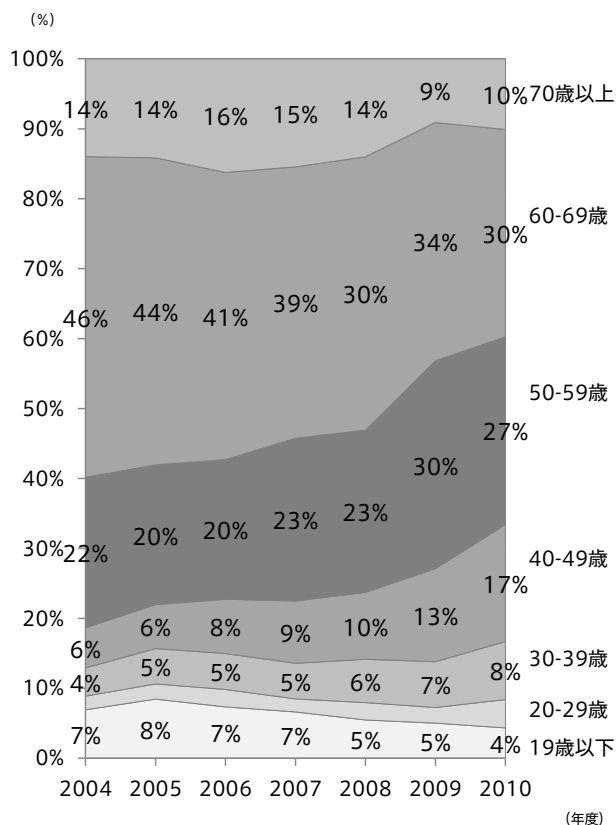


図 2-1-6b 西成区 生活保護開始時年齢別推移

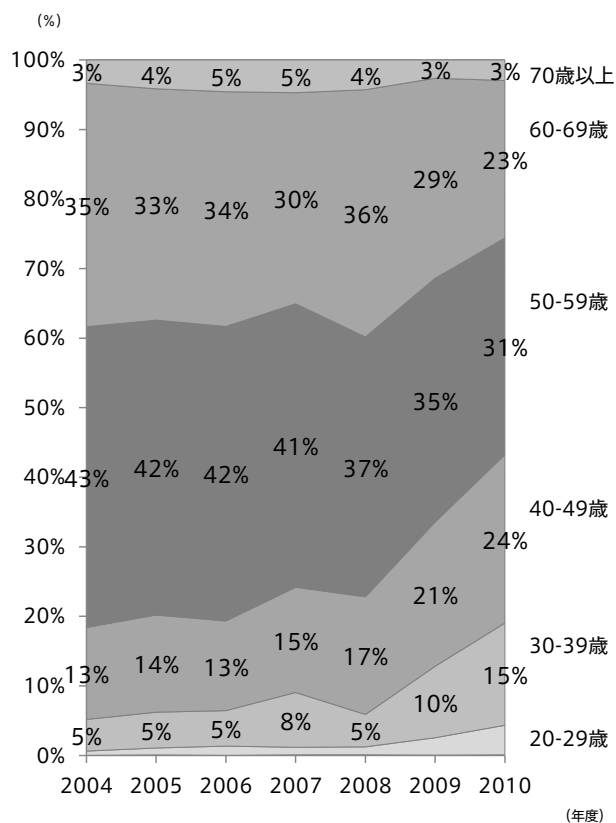


図 2-1-6c あいりん地域 生活保護開始時年齢別推移

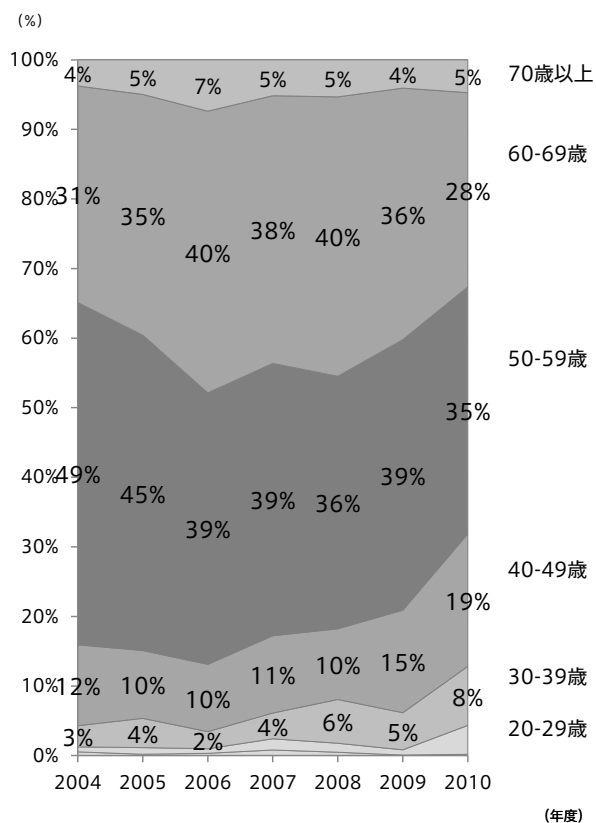


図 2-1-6d 大阪市立更生相談所 生活保護開始時年齢別推移

資料：大阪市健康福祉局資料より作成

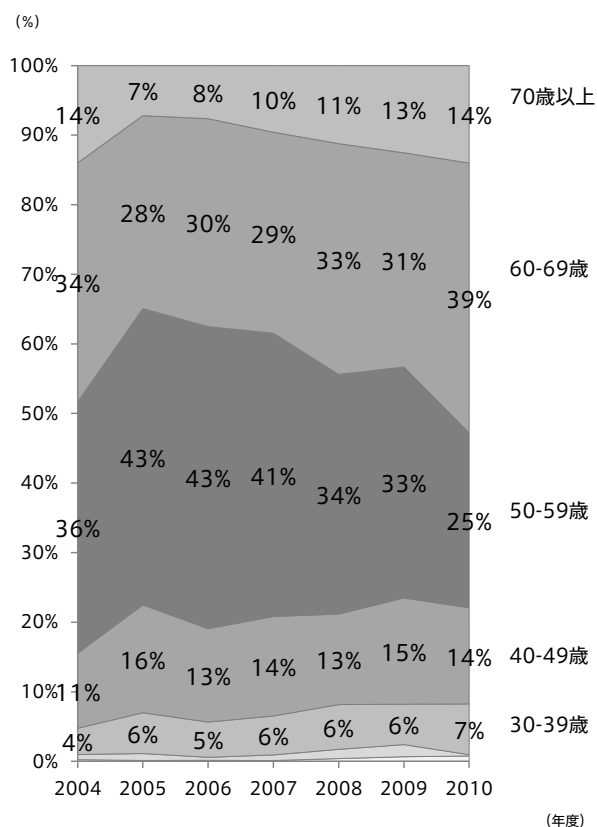


図 2-1-6e 緊急入院保護業務センター 生活保護開始時年齢別推移

資料：大阪市健康福祉局資料より作成

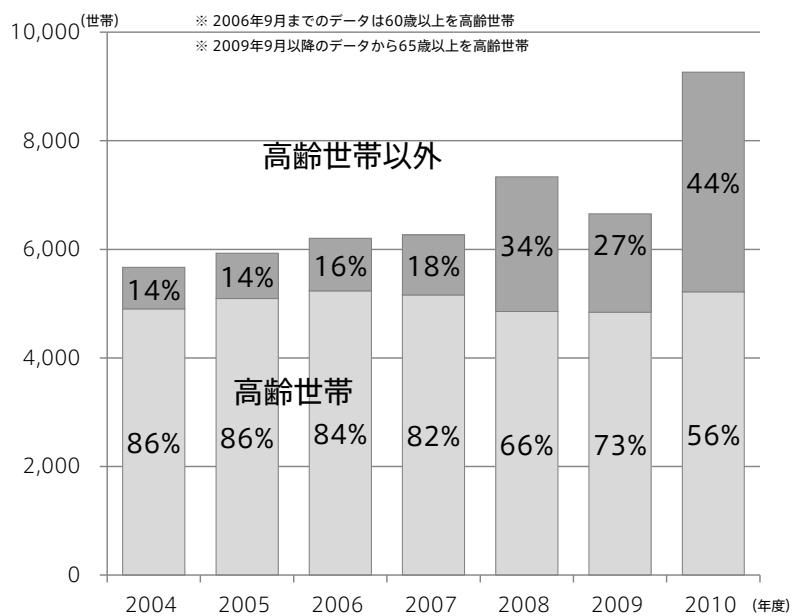


図 2-1-7 あいりん地域 生活保護受給者内訳の推移

資料：西成区提供資料より作成

- (e) 図 2-1-6a,b,c,d,e より、大阪市における年次別生活保護開始年齢の推移をみると、2004 年から 2010 年の間、最も多い生活保護開始年齢層は一貫して 60 ～ 69 歳であった。特に生活保護が増加した 2009 年について前年 2008 年に対して増加率が著明に高かったのは、40 ～ 49 歳であった。やはり生活保護開始年齢の若年齢化が進行していることが分かった。同様のことは西成区、あいりん地域、大阪市立更生相談所、緊急入院保護業務センターのそれぞれにおいて顕著であった。
- (f) 図 2-1-7 より、あいりん地域での生活保護世帯の激増は、高齢世帯ではなく、高齢世帯以外の激増であることがよくわかる。
- (g) いずれにしても、この最近年の激変が、今までの生活保護のあり方の根本を覆すような事態を招来しているといえる。この激変の今後いかんにより、あいりん地域の既存のセイフティーネットの根底を考え直すことになるのか、注視せねばならない。

2) 全国ランキングから見た西成区的生活保護の現実

- (h) 西成区における生活保護率の様々な指標については、際立った結果となる。図 2-1-8a,b,c で描いたように、全国の福祉事務所別に生活保護に関連するランキングを行ってみた。保護率、世帯数、人員数は、2 位以下を引き離しての日本一の状況が見て取れる。さらに図 2-1-9a,b,c,d では、高齢生活保護受給者と入院外生活保護受給者についても、2 位以下をはるかに引き離して日本一の状況であり、障害をもった生活保護者、入院した生活保護者も 1 位となっている。
- (i) どうしてこのような突出した西成区的生活保護の事態が生じたのであろうか。2006 年に 65 歳以上の高齢生活保護者 1.3 万人に対して、無作為に 10% 抽出した調査である「西成区生活保護実態調査」（西成保健福祉センター・大阪就労福祉居住問題調査研究会）によれば、過去に、野宿経験＋日雇経験の双方あったものが 32%、日雇経験のみが 32%、野宿経験のみが 5%、どちらも経験なしが 31% となった。後述するように、日雇経験、日雇・野宿経験というものが、あいりん地域での居住経験を物語る代表的な指標に近いことからして、西成区的生活保護の 3 分の 2 は、あいりん地域に由来するものであることが推測できる。

(j) 西成区の生活保護の全国的な突出状況は、もし3分の2のあいりん地域の存在の影響を除けば、最下位でなくなる。突出状況は、あいりん地域における今までの施策や動きに大きく影響を受けていることが推測できる。

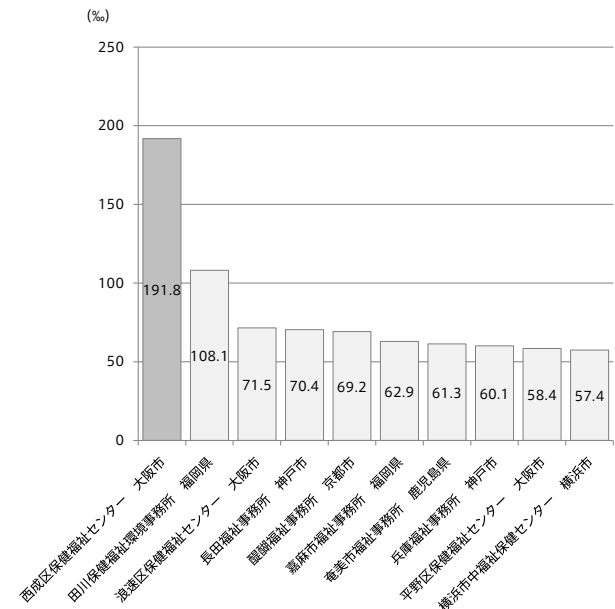


図 2-1-8a 全国福祉事務所のランキング
生活保護世帯率 2009 年

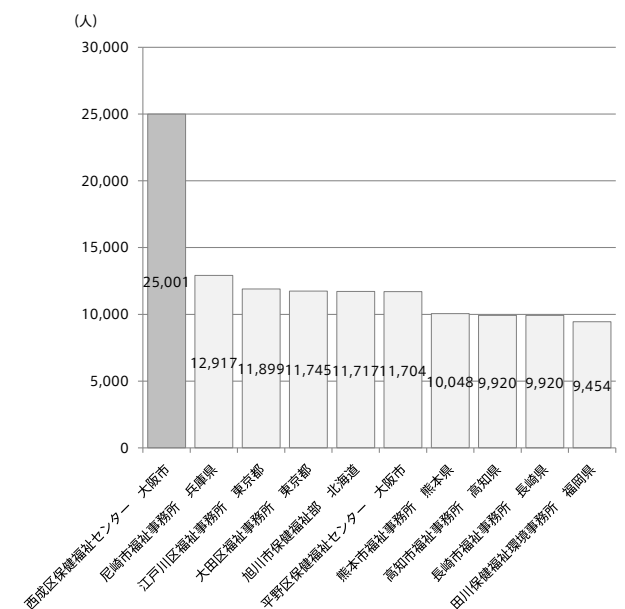


図 2-1-8b 全国福祉事務所のランキング
生活保護世帯数 2009 年

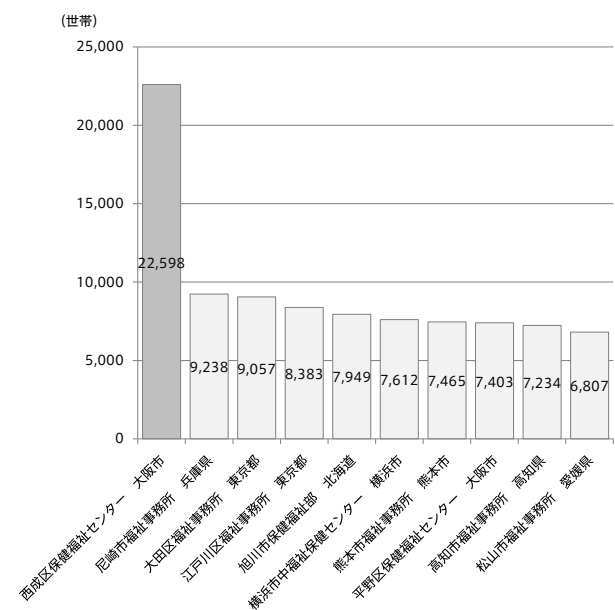


図 2-1-8c 全国福祉事務所のランキング
生活保護人員数 2009 年

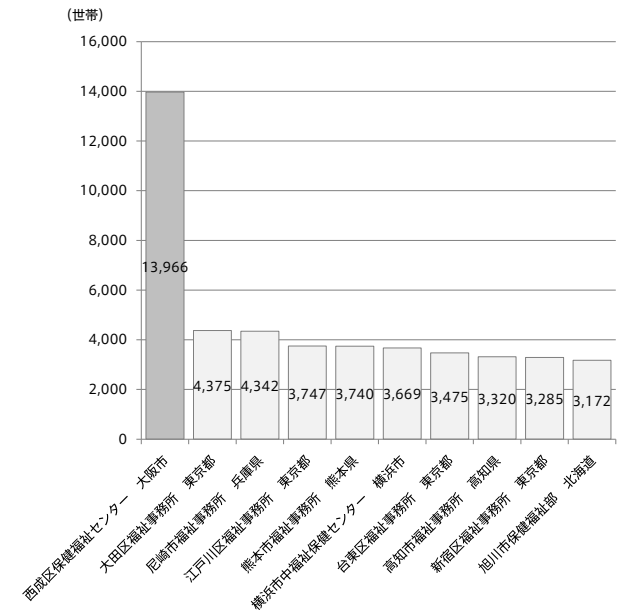
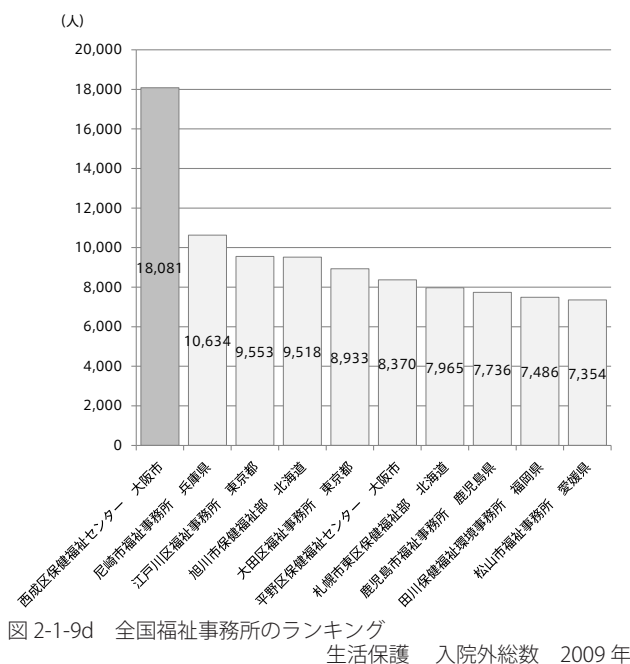
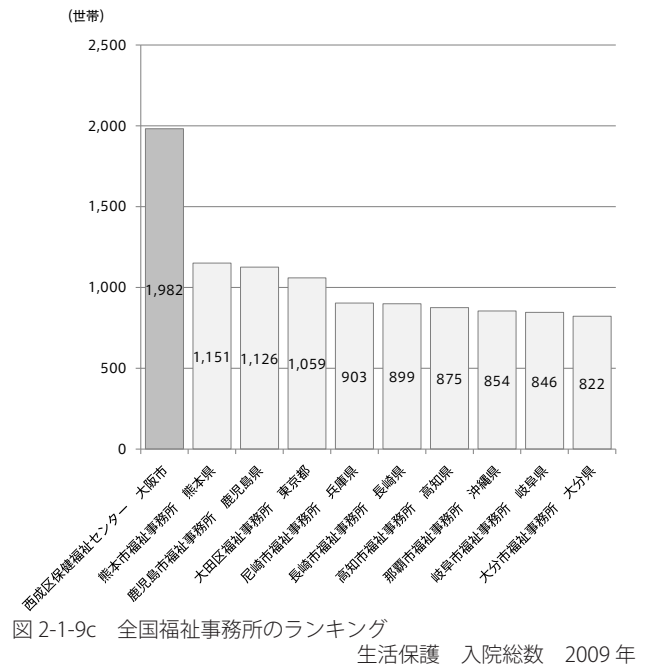
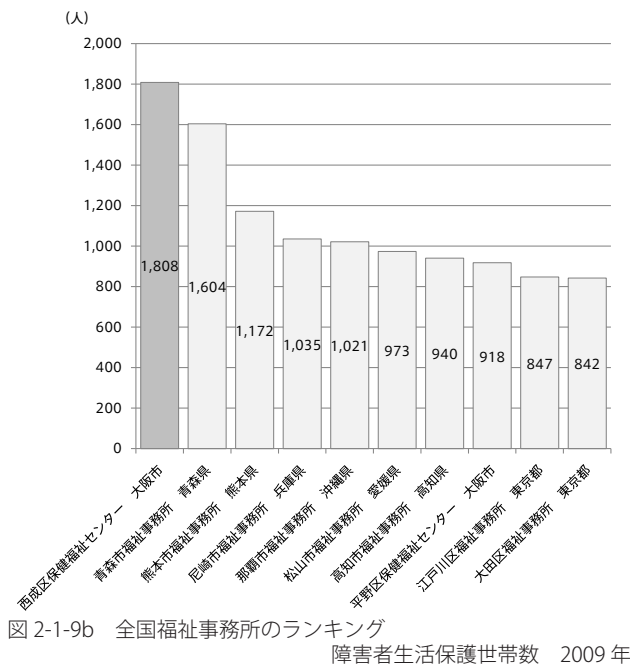


図 2-1-9a 全国福祉事務所のランキング
高齢生活保護世帯数 2009 年

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」より作成

(k) さらに連合町会別に見れば、図 2-1-10 のように、この近年の激増ぶりが、あ
いりん地域、及びその周辺に見られることがわかる。一部の地域では、生活保
護世帯人員率は 50% 台に達し、あいりん地域の近辺で 30% 近くにも上ってい
る。逆に西成区の南部や北西部端では 10% 台とかなり低くなるが、それでも
大阪市の 4.99%（表 2-1-1）の 3 倍以上となっている。



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」より作成

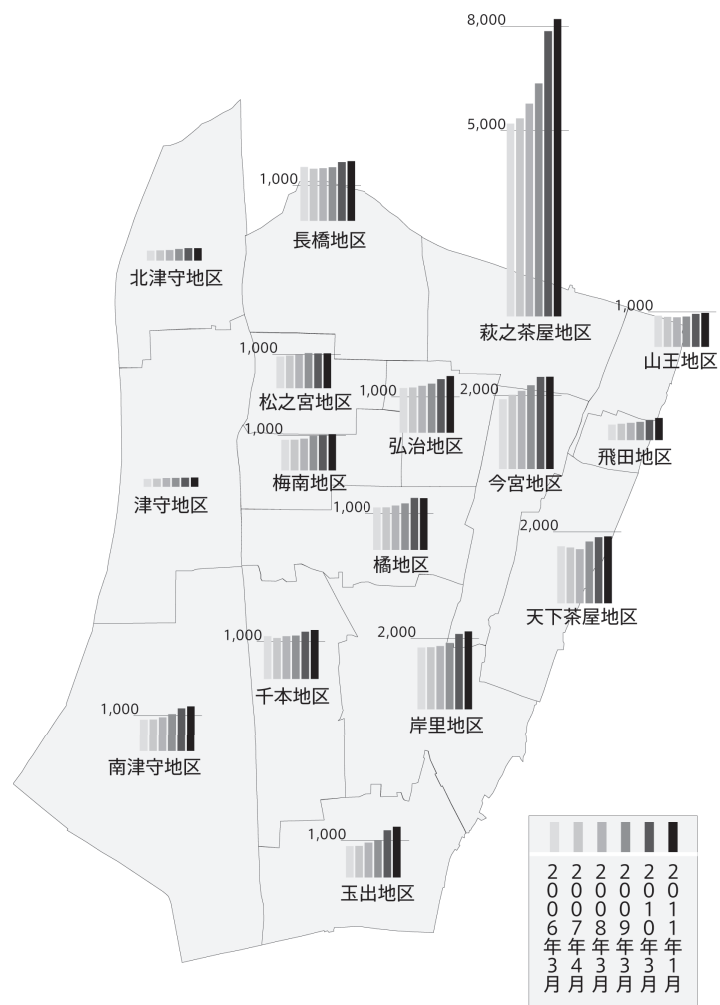


図 2-1-10 西成区連合町会別 2010 年の生活保護率と生活保護受給者推移

資料：西成区提供資料より作成

2. 大阪市立更生相談所に関する状況

1) 大阪市立更生相談所の政策的位置づけの経過

- (a) 1960年代のあいりん地域には、総合相談窓口として「愛隣会館」があったが、生活保護の措置権はなかった。1971（昭和46）年8月16日に大淀区の中央更生相談所を現在地に移し、「愛隣地区内における単身の病弱者を対象とする生活保護の実施機関」として発足したのが、現在の大阪市立更生相談所の成り立ちである。
- (b) 1971年8月から、中央更生相談所で行っていた面接相談・保護又は措置の決定を、大阪市立更生相談所で行うこととなった。更生相談所生活相談室は、1973年7月から、生活保護の措置に至らない生活困窮者を対象に、各種の生活相談に応じている。なお、大阪市立更生相談所の「事業概要」（平成8年10月発行）には『大阪市西成区では、生活保護法や老人福祉法など福祉法令に基づく措置に関する事務は、基本的には西成区福祉事務所が行なっているが、「あいりんに住居がないか、また明らかでない単身の要保護者」に対する施設入所や入院などの相談や保護の決定・実施のために「大阪市立更生相談所」が設置されている。』と書かれており、西成区福祉事務所（現西成区保健福祉センター）との区別が、措置対象者と措置内容の限定であることが明らかにされていた。
- (c) 大阪市立更生相談所設置にあたって、日雇労働者の就労の不安定さから生じる福祉課題に、施設入所や入院で対応するという考え方は、仕事はいつか増加するものであり、施設入所者は日雇労働者として現役復帰するというものであったといえよう。日雇労働者が高齢化して地域に定着するという状況は、想定されていなかったといえる。

2) 数字で見る大阪市立更生相談所の機能の推移

- (d) 図2-2-1より大阪市立更生相談所の相談件数は、本来、西成労働福祉センター把握の求人数と仕事が増えれば相談が減るという負の相関関係にあるものと考えられる。1981年の求人の谷と相談件数の山、1995年の求人の山と相談件数の谷のようになっていた。
- (e) 相談件数は、2001年を最高に2006年まで減少している。仕事も低い水準で

あるとはいえ増減の少ない状態にあったので、仕事と量との関係であることを伺わせるが、相談件数の減少幅と仕事量を考えた時、仕事量以外の要因が相談件数の減少に貢献しているといえそうである。この時期が、簡易宿所のアパートへの転用の増加と、65歳以上入居者の生活保護適用の増大期であった。

(f) 図 2-2-2 は、大阪市立更生相談所における生活保護相談結果の内訳に、三徳生活ケアセンターの利用者数を加えたものである。相談件数が急増しているが、保護決定はほぼ一定割合で推移している。

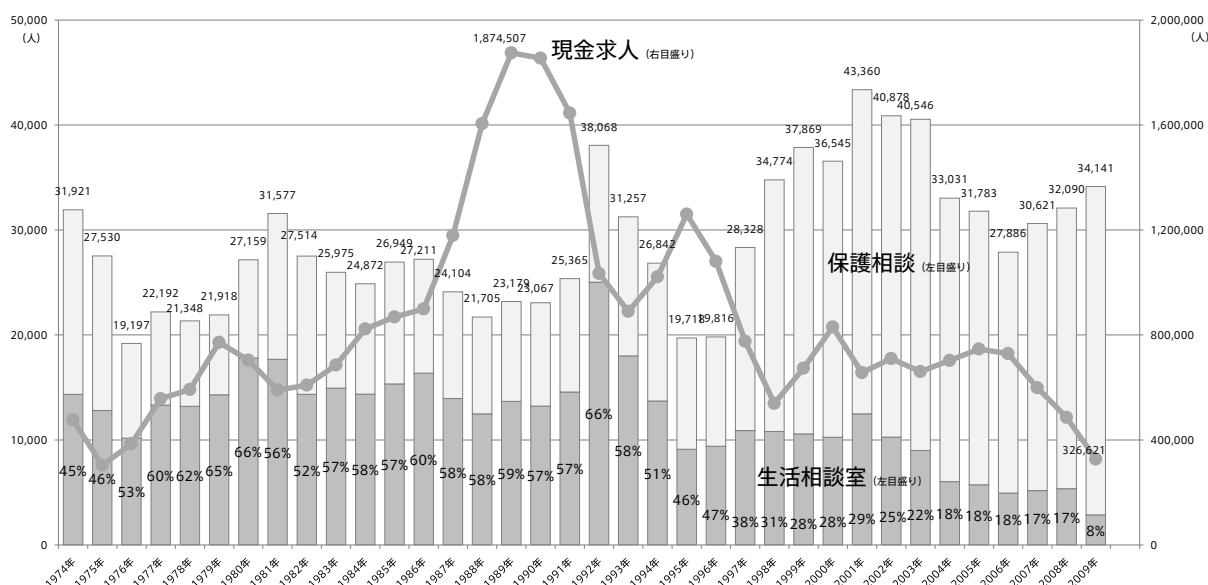


図 2-2-1 大阪市立更生相談所 相談件数の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書および西成労働福祉センター各年度「事業の報告」より作成

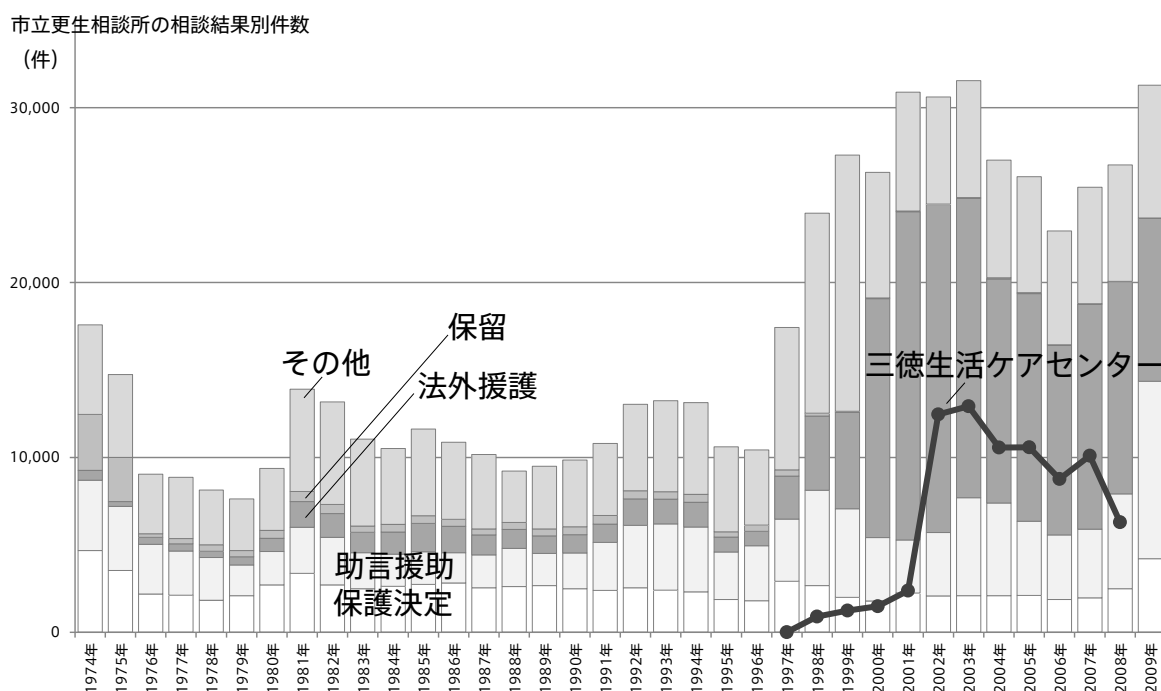


図 2-2-2 大阪市立更生相談所生活保護相談結果内訳の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

- (g) 1997 年からの野宿生活者などからの相談の増加に対応すべく拡大されたのが、法外援護としての三徳生活ケアセンターであったことが見て取れる。この三徳生活ケアセンター利用者数は大阪市立更生相談所以外の各区分も含んでいるが、大阪市立更生相談所の新しい対応資源としての果たした役割の大きさがわかる。しかし、三徳生活ケアセンターの利用も、2007 年以降減少に転じている。

3) 近年の大阪市立更生相談所の機能の大きな変化

- (h) 図 2-2-3 より、大阪市立更生相談所の生活保護相談措置内訳の推移を見ると、2009 年度に極めて大きな変化が生じている。生活保護の相談件数の中身にも大きな変化が見られるが、施設入所の割合が 30% 台後半から 40% 台前半を推移していたものが、2009 年度には一挙に 27% に下がった。変化が激しいのは、医療機関措置である。2002 年度には 50% 以上であったのが徐々に減少をし始め、2009 年度には 8% となっている。一方、窓口敷金支給の急増は目を見張る変化としか他に形容のしようがないものとなっている。
- (i) 図 2-2-4 より、大阪市立更生相談所事業統計書「扶助内訳」によれば、2004 年から年間住宅扶助件数が 1,000 を超え、2009 年には 4,000 に迫るものとなっている。

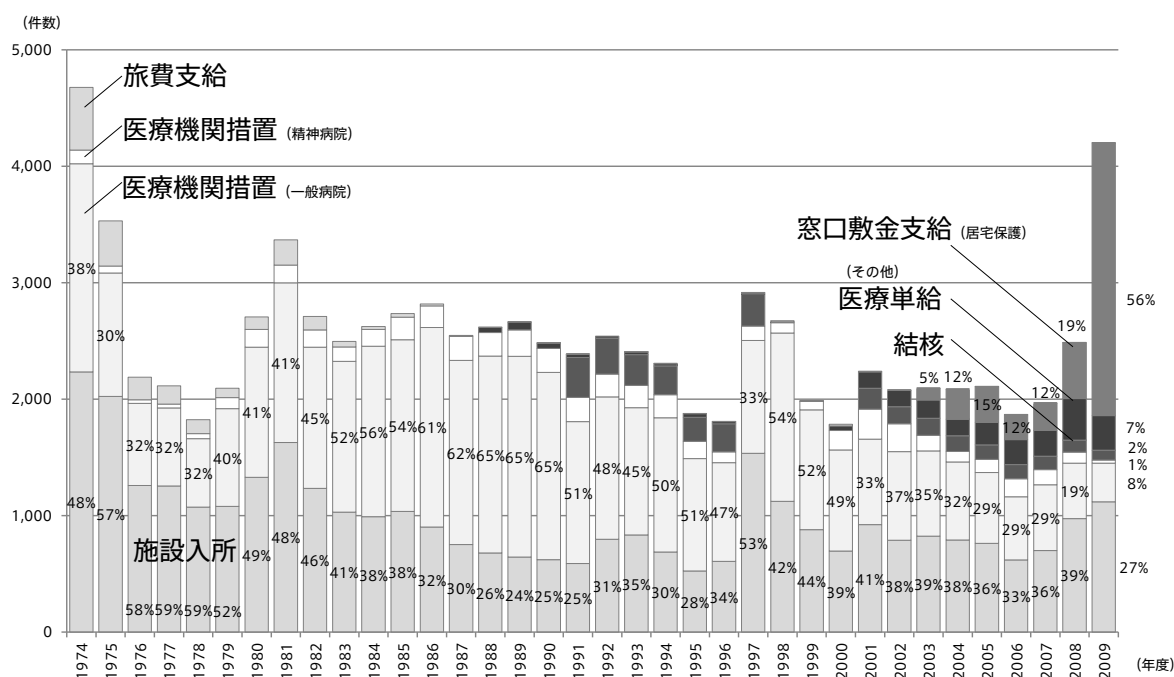


図 2-2-3 大阪市立更生相談所の生活保護相談措置内訳の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

- (j) この大阪市立更生相談所における住宅扶助増加の背景は、大阪市内の野宿生活者の増加に対応するために特例的に始められたものが、2002年7月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が成立し、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されたことを受けて出された厚生労働省の社会援護局保護課長通知（「ホームレスに対する生活保護の適用について」2003年）が、あらためて居所確保に必要な経費支給を確認したことによって急増するにいたったものと考えられる。

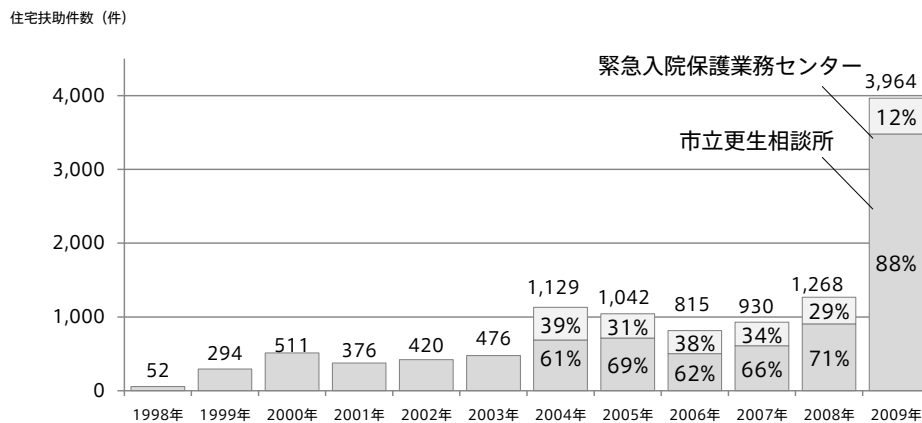


図 2-2-4 大阪市立更生相談所における住宅扶助の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

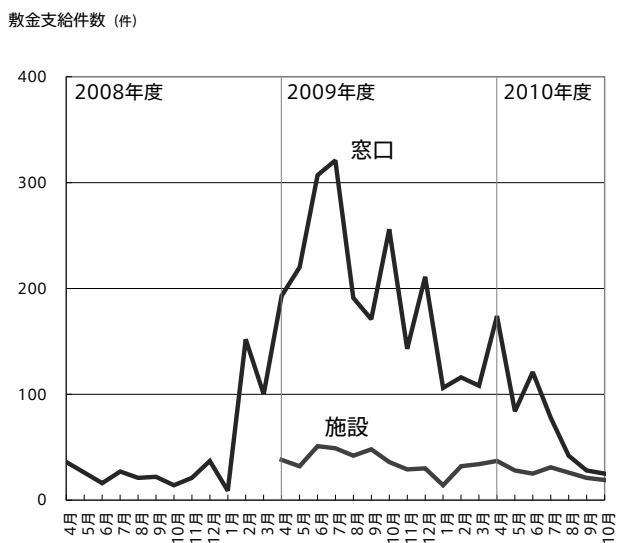


図 2-2-5 最近の大阪市立更生相談所の敷金支給状況の月別推移

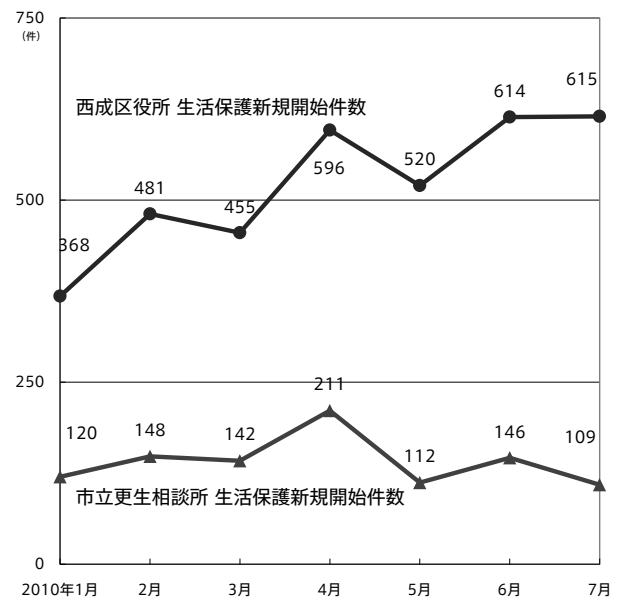


図 2-2-6 現在の生活保護新規開始の
大阪市立更生相談所と西成区との関係

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

- (k) 2009 年 3 月には、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」と題した社会援護局保護課長通知が出され、現在地保護の徹底、住居がないことを理由に保護申請を却下できない、稼働能力がある事を持って保護の要件を欠くものではないことなどが、再度確認されている。
- (l) 図 2-2-5 の不完全なグラフではあるが、大阪市立更生相談所の敷金支給状況の月別推移を見ると、リーマンショックの影響などが、大阪市立更生相談所では 2009 年 2 月から現れたと考えられる。しかし、2010 年 8 月以降は減少傾向にあり、大阪市立更生相談所経由の居宅保護移行はピークを過ぎたとも考えられる。図 2-2-6 から明らかなように、大阪市による「居宅生活移行支援事業」開始後の 4 月以降は、大阪市立更生相談所の生活保護新規開始件数は減少傾向だが、西成区の新規開始件数は増加傾向にある。
- (m) 西成区の新規相談件数の増加には、図 2-2-7 のように、あいりん地域において、簡易宿所のアパートへの転用がとまらず、部分転用の増加とともに、敷金を必要としない住居数が増え続けていることも影響していると考えられる。入居にあたって経費を要せず、賃貸契約書があり、居所が明らかであれば、生活保護申請は大阪市立更生相談所でなく西成区保健福祉センターとなることも、この増加の一因となっている。

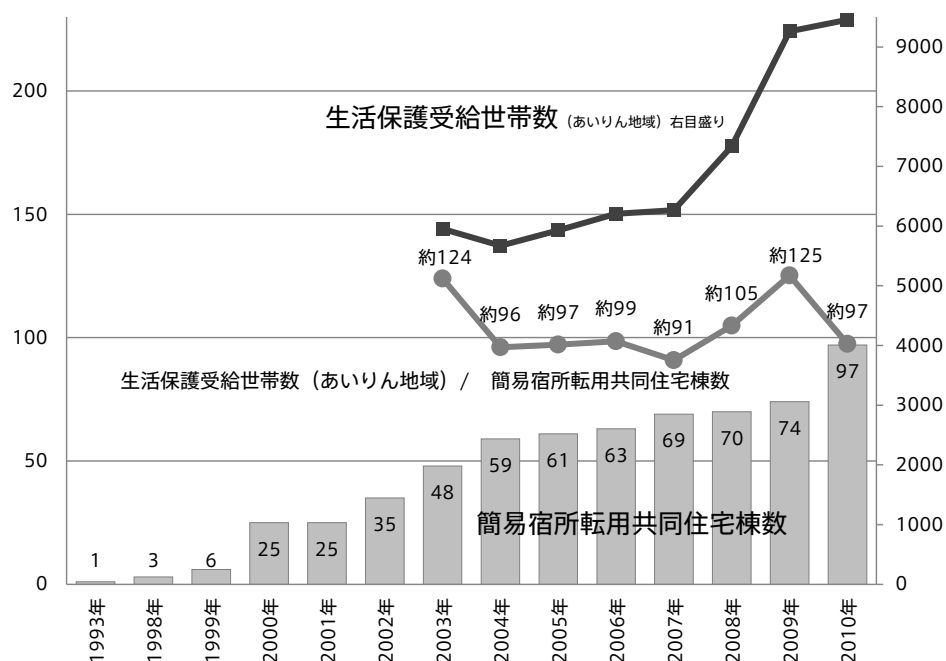


図 2-2-7 あいりん地域の生活保護世帯数の推移と簡易宿所転業との関係

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成



図 2-2-8 大阪市立更生相談所の月別相談件数の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

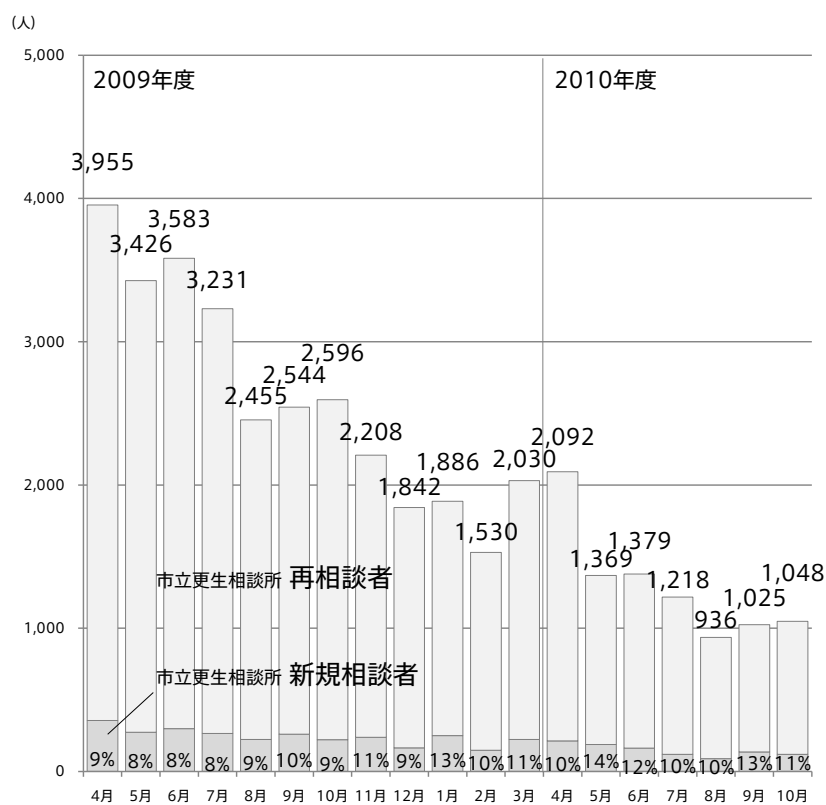


図 2-2-9 大阪市立更生相談所の月別相談件数を新規と再ケースの関係の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

- (n) 図 2-2-8 のように、大阪市立更生相談所の月別相談件数の推移を見ると 2010 年には、仕事量の増加が見られないのに、大阪市立更生相談所相談件数（推計値）が大きく減少する傾向が見られる。このことは、「あいりんで住居がないか、また明らかでない単身の要保護者」が減少した一因と考えられる。

4) 大阪市立更生相談所における居宅保護の増加

- (o) 図 2-2-9 のように、大阪市立更生相談所の月別相談件数を新規相談と再相談で見ると、相談・再相談ともに減少傾向にあるが、なお年間 1 万件を超える再相談の滞留と、1 千件を超える新規相談が存在する状況にあることが見て取れる。相談件数の減少は再相談の減少が大きく寄与しているが、それは大阪市立更生相談所における窓口敷金支給の急増によるものであることは疑い得ないところであろう。
- (p) 図 2-2-10 のように、大阪市立更生相談所の生活保護相談者の年齢構成を見ると、2005 年と 2009 年の比較では、50 歳代の占める割合が減少し 40 歳代以下の占める割合が増加している。相談件数は 2005 年の 26,057 件から 2009 年の 31,286 件と 1.6 倍であるが、30 歳未満は 3.6 倍、30～39 歳は 2.4 倍、40～49 歳は 1.9 倍となっている。ただ、この平均年齢構成は実人数によるものでなく、延べ件数によっていることには注意を払っておかねばならない。
- (q) 図 2-2-11 より、あいりん地域からの相談が 8 割を超えていたのが、2010 年のピーク時には、その割合は半分をきり、府内、他府県が 3 割を超えるような事態も起こった。図 2-2-14 より、2010 年に入り、相談者は、あいりん地域での 3 ヶ月未満の短期の人が倍増し、40% を超える事態となったことも、特徴的である。

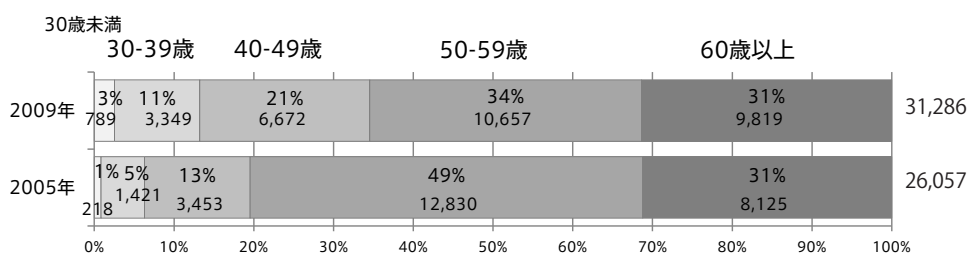


図 2-2-10 大阪市立更生相談所生活保護相談者の年齢構成

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

(r) 図 2-2-13 より、生活形態と見比べ、敷金支給状況と考え合わせれば、敷金支給の多かった月は、40 歳代以下の割合が高く、簡易宿所・野宿の割合が低い傾向にあったことが読み取れる。このことから、リーマンショック等の影響としての、不動産仲介業者による要保護者の大阪市立更生相談所への誘導は、収まったものと見られるが、今後も、中高年を中心とした相談者の来訪は途切れることはないものと思われる。

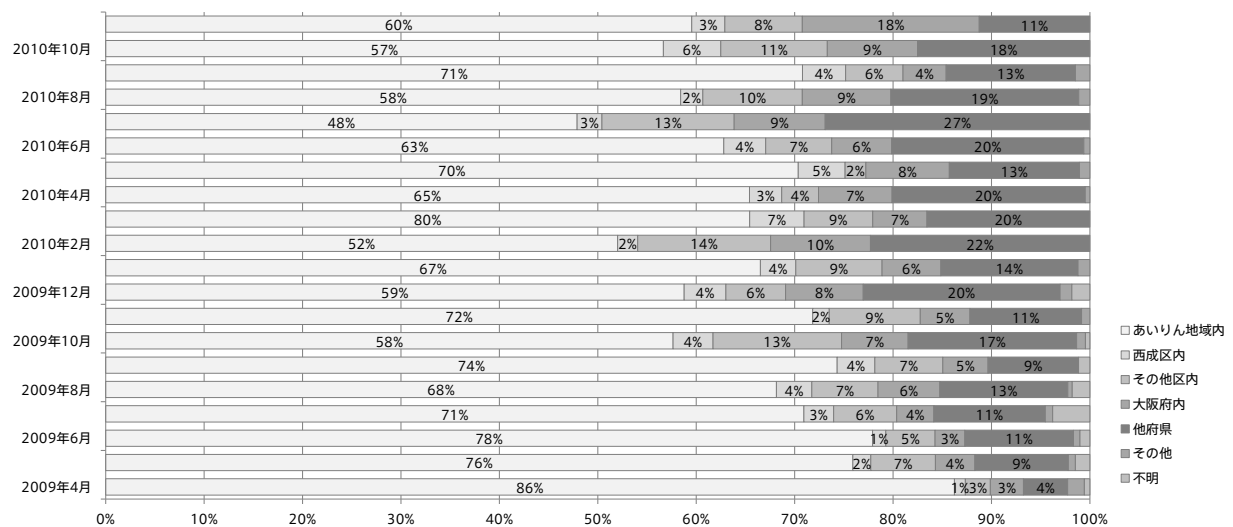


図 2-2-11 最近の大阪市立更生相談所の新規相談者の直近生活地の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

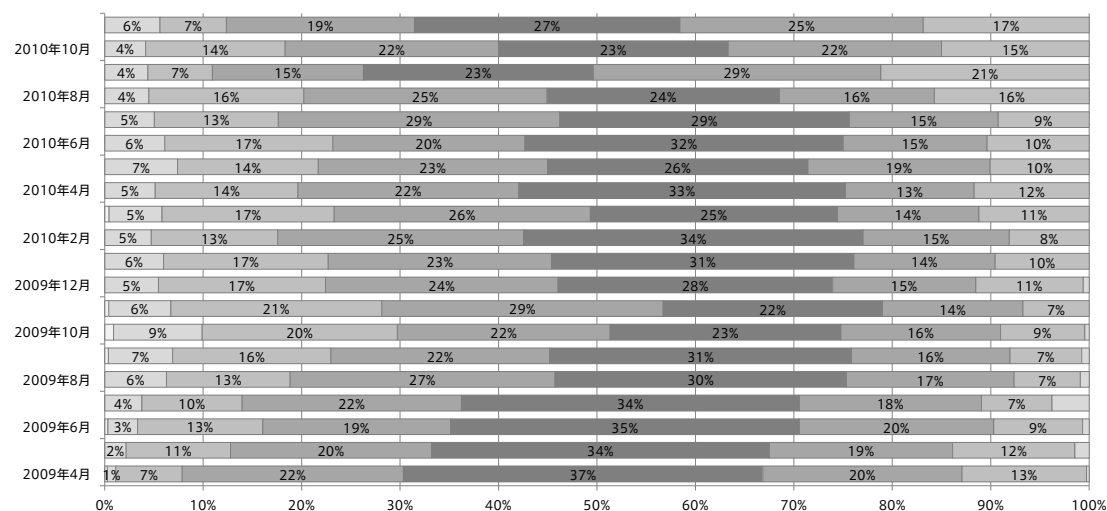


図 2-2-12 最近の大阪市立更生相談所の新規相談者の年齢構成の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

(s) 最盛期の 10 分の 1 以下に縮小したとはいえ、なお存在する日雇労働市場と新たに増加している入居費用負担の少ない住宅資源（簡易宿所転用アパート等）が、今後も他地域から職と生活場所を求める人々のあいりん地域への吸引要因として機能していくものと考えられる。国立社会保障・人口問題研究所の推計に見られる未来の男女構成比のあいりん地域の特色（男性が極端に多く、女性が少ない）は、現在居住する世代を超えて次世代にも引き継がれつつあるといえよう。

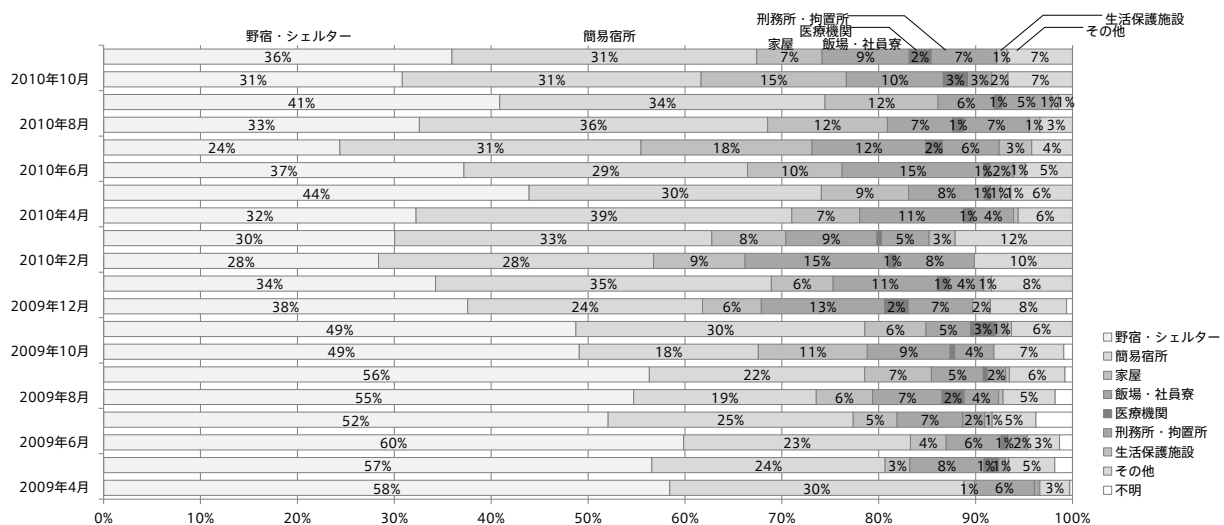


図 2-2-13 最近の大阪市立更生相談所の新規相談者生活形態の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

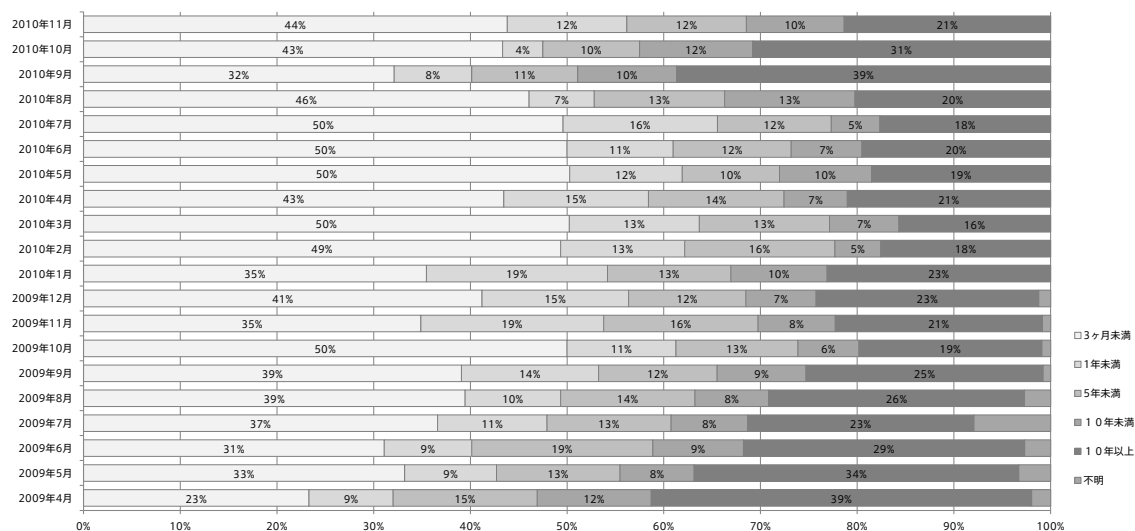


図 2-2-14 最近の大阪市立更生相談所の新規相談者のあいりん地域滞在期間の推移

資料：大阪市立更生相談所事業統計書より作成

3. 今後の見通しと提言

1) 大阪都市圏の構造的な経済的落ち込みのなかでのあいりん施策

- (a) 1990年代から急速に進んだ大阪都市圏における生活保護率の急増は、失業率の増大とともに、大阪都市圏が抱える構造的な経済の後退を反映していることがわかった。なかでも、西成区はその影響を深刻に被っているという前提のもとに、今後の見通しを語らねばならない。
- (b) 西成区は、全国ランキングで、既に紹介した指標において、日本一の厳しい現状のなか、2008年度後半からのリーマンショックに代表されるような経済動向の影響もあって、生活保護率の増加を生み出したと思われる。この動きが一時的なものなのか、しばらく継続するのか、予断を許さない。
- (c) しかし単身の高齢者が、住民の大きな割合を占めてゆくことが間違いない状況で、日本で他地域に例をみない試みとして、生活保護を受給している人々も地域社会にとけ込んで暮らしてゆく基盤づくりを進めてゆく必要があることは論を待たない。
- (d) あいりん地域の福祉や居住の問題は、「法外援護」などと称されながら、地域限定であいりん施策が機能してきたといえる。しかし既に述べたように、施策の受給者が、生活保護費を受給しながら地域生活を送る人々が多数を占める現状となった。あいりん地域という線引きが今後にも必要なのか、一般施策へと解消するのか、新たな生活困窮者へのサービス提供を、あいりん地域で行うメリットはあるのかないのか、あるいは、セイフティーネットの要として、あいりん地域を、次世代に向けて作り直していくというような選択肢を取るのかどうか、今まさしく議論しなくてはならない。
- (e) 基本的には、40年前に構築されたあいりん体制の、現代的な再編成であり、中央政府や社会の関心と理解を得るようなメッセージを発することが求められる。
- (f) ただし、官民協働の流れのなかで、行政があまりに背負いすぎない、やわらかな施策とサービスの雰囲気づくりが一方で求められる。あいりん施策のいくつかの具体的な今後の見通しを以下に記す。

2) あいりん地域の福祉ニーズの今後

- (g) あいりん地域の福祉ニーズの必要性を判断する目安は、長らく日雇労働市場の求人動向であった。しかし、現在では、求人動向が地域に及ぼす影響は少なくなっている。人の移動量は、少なくなっており、地域の福祉ニーズは限りなく高齢者の多い他地域に近似してきている。にもかかわらず、地域の基本的な性質を把握する統計資料や地域内諸活動団体が担っている役割について、把握されておらず、何を目安として施策を立てるべきであるかが、明確になっていない。今回のとりまとめを契機に、新たな目安の確立に向けて、継続的に取り組まれるべきである。
- (h) あいりん地域には、今なお地域内公園やあいりん総合センター周辺に野宿生活者が見られる。あいりん地域における野宿生活者の状況を踏まえた対応が必要であるといえよう。若年・中年の新規流入者が、飯場求人等に吸収されるかもしれないという期待から放置することは、これまでの経緯を考えれば、仕事の端境期には施設、高齢期には生活保護であいりん地域に戻るという構造を残すことであり、将来に禍根を残す元であると認識されるべきである。
- (i) あいりん臨時夜間緊急避難所（今宮・萩之茶屋）・特別就労事業は、利用者の実態が精査され、適正規模についてよく検討されるべきであろう。同時に、事業本来の意義や目的を再度確認する必要がある。

3) 大阪市立更生相談所の役割について

- (j) 大阪市立更生相談所は、今後も相談件数が減少するものと考えられるが、施設入所・入院・居宅保護の初回受付の機能だけでなく、他法他施策にも熟知した「ワンストップ」窓口的な機能を有した相談所として、新規相談者が再び要保護状態となることを防止する必要がある。
- (k) 大阪市立更生相談所の生活相談室は、認知症や障害者や地域内不案内者の地域内移動（大阪社会医療センターや三徳生活ケアセンターなどへの）を介助するとともに、他法他施策活用のために他機関窓口におもむくものに同伴し、解決にいたるまで見届ける役割を連携して担うことが期待される。また、あいりん地域の生活保護受給者などの日常相談に幅広く応じるための機能を充実させることも求められる。

- (l) 大阪市立更生相談所内にある保健所分室において、「精神保健福祉相談事業」が実施されているが、対象者は、「更生相談所の窓口において、面接相談の結果、精神障害もしくはその疑いのあるもので医師による相談を必要とするもの」とされている。あいりん総合センター構内及びその周辺に日中滞留するもの、臨時夜間緊急避難所利用者、特別就労事業登録者が、「精神保健福祉相談事業」を利用できる方策が検討されるべきである。

4) 西成区内の関連諸施設やサービスの役割について

- (m) 自立援助（社会生活・日常生活）のために必要な介入の仕方・手法が新たに開発される必要がある。せめて、地域援助（助言）者につなぐ手法が確立されるべきである。
- (n) 市内全域での地域包括支援センターが拡充されるなかで、平成 23 年度から一部、あいりん地域を含む西成区東部地域を担当する包括支援センターが設置される。そのケアマネジメントにおいてあいりん地域で生活する人々について配慮することも必要である。
- (o) 西成区社会福祉協議会のあんしんさぽーと（日常生活自立支援事業）の拡充策が求められるとともに、民間の当該機能代行について実態把握がなされ、適切な運用となるよう指針を策定し、指導対象とする必要がある。特定のアパート経営者やそのグループと結びつきの強い介護事業者・医療機関について実態把握がなされ、利用者のサービス選択の自由が確保されているかどうか、恒常的に点検する必要もある。